

香川県災害対策本部規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第36号

香川県災害対策本部規則の一部を改正する規則

香川県災害対策本部規則（昭和38年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																		
<p>(本部の職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、<u>病院事業管理者</u>、部長、知事公室長、防災局長、<u>会計管理者</u>、水道局長、教育長及び警察本部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(部)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の部は、政策部、総務部、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、農政水産部、土木部、<u>出納部</u>、水道部、<u>病院部</u>、教育部及び警備部とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <table border="1"><thead><tr><th>部</th><th>部長</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>出納部</td><td><u>会計管理者</u></td></tr><tr><td>水道部</td><td>略</td></tr><tr><td>病院部</td><td><u>病院事業管理者</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>5・6 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>班</th><th>課</th><th>分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	部	部長	略		出納部	<u>会計管理者</u>	水道部	略	病院部	<u>病院事業管理者</u>	略		班	課	分掌事務	略			<p>(本部の職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、<u>出納長</u>、部長、知事公室長、防災局長、水道局長、教育長及び警察本部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(部)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の部は、政策部、総務部、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、農政水産部、土木部、<u>出納部</u>、水道部、教育部及び警備部とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 条例第3条第3項の部長は、次の表の上欄に掲げる部の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1"><thead><tr><th>部</th><th>部長</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>出納部</td><td><u>出納長</u></td></tr><tr><td>水道部</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>5・6 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>班</th><th>課</th><th>分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	部	部長	略		出納部	<u>出納長</u>	水道部	略	略		班	課	分掌事務	略		
部	部長																																		
略																																			
出納部	<u>会計管理者</u>																																		
水道部	略																																		
病院部	<u>病院事業管理者</u>																																		
略																																			
班	課	分掌事務																																	
略																																			
部	部長																																		
略																																			
出納部	<u>出納長</u>																																		
水道部	略																																		
略																																			
班	課	分掌事務																																	
略																																			

情報班	総務部防災局危機管理課、政策部自治振興課及び政策部統計調査課	略
略		
広報班	総務部広聴広報課	略
略		

別表第2 (第6条関係)

部	班	課	分掌事務
政策部	略		
	自治振興班	略	
	水資源対策班	政策部水資源対策課	1 水道施設の災害応急対策及び飲料水の確保に関すること。 2 香川用水幹線水路の被害情報の収集に関すること。
	略		
	情報政策班	略	
総務部	文化振興班	政策部文化振興課	1 県立文化施設の災害応急対策に関すること。
	略		
	危機管理班	略	
	総務事務集中班	総務部総務事務集中課	1 災害応急対策に伴う資材の緊急調達の支援に関すること。
	略		
職員班	略		
	県民活動・男女共同参画班	総務部県民活動・男女共同参画課	1 生活関連物資の需給動向調査及び物価対策に関すること。 2 ボランティアの活動の支援に

情報班	総務部防災局危機管理課、政策部自治振興課及び総務部統計調査課	略
略		
広報班	政策部広聴広報課	略
略		

別表第2 (第6条関係)

部	班	課	分掌事務
政策部	略		
	自治振興班	略	
	略		
	情報政策班	略	
	県民参画班	政策部県民参画課	1 生活関連物資の需給動向調査及び物価対策に関すること。 2 ボランティアの活動の支援に関すること。
総務部	略		
	危機管理班	略	
	略		
	職員班	略	

			関すること。
	略		
環境森林部	環境政策班	環境森林部 環境政策課	<u>1 環境森林部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。</u> <u>2 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。</u>
	略		
健康福祉部	略		
	生活衛生班	略	
略			
出納部	出納班	出納局会計課及び審査課	<u>1 災害時における出納事務に関すること。</u>
水道部	略		
病院部	県立病院班	病院局県立病院課	<u>1 県立病院による医療班の編成に関すること。</u> <u>2 県立病院の災害応急対策に関すること。</u>
教育部	略		
	教育班	教育委員会事務局義務教育課、高校教育課及び特別支援	略

	略		
環境森林部	環境・水政策班	環境森林部 環境・水政策課	<u>1 水道施設の災害応急対策及び飲料水の確保に関すること。</u> <u>2 香川用水幹線水路の被害情報の収集に関すること。</u> <u>3 環境森林部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。</u> <u>4 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。</u>
	略		
健康福祉部	略		
	生活衛生班	略	
	県立病院班	健康福祉部 県立病院課	<u>1 県立病院による医療班の編成に関すること。</u> <u>2 県立病院の災害応急対策に関すること。</u>
略			
出納部	出納班	出納局会計課及び審査課	<u>1 災害応急対策に伴う資材の緊急調達の支援に関すること。</u> <u>2 災害時における出納事務に関すること。</u>
水道部	略		
教育部	略		
	教育班	教育委員会事務局義務教育課、高校教育課及び障害児教	略

	教育課	
略		
生涯学習・ 文化財班	教育委員会 事務局生涯 学習・文化 財課	1 略 2 <u>文化財の災害応急対策に関 すること。</u>
略		

備考 略

	育課	
略		
生涯学習班	教育委員会 事務局生涯 学習課	1 略
文化行政班	教育委員会 事務局文化 行政課	1 <u>文化財の災害応急対策に関す ること。</u> 2 <u>県立文化施設の災害応急対策 に関すること。</u>
略		

備考 略

附 則

この規則、平成19年4月1日から施行する。